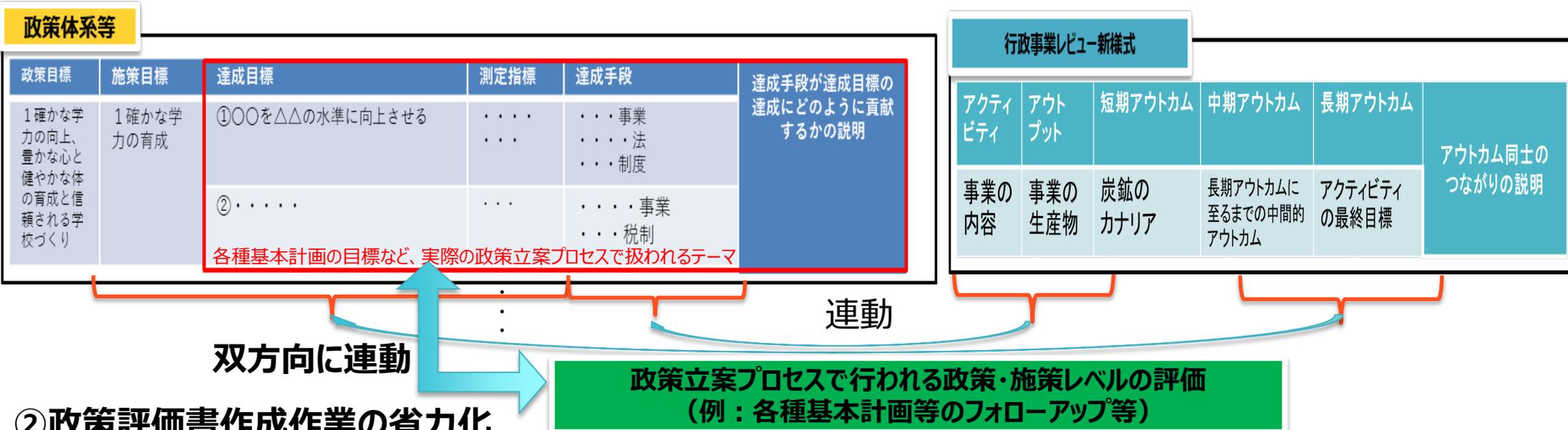


## ①政策体系の充実・活用

- ・ 施策レベルのマクロな視点からロジックを整理し、政策効果の発現経路を明確にして、効果の把握・分析を強化。
- ・ 事業レベルでの評価（行政事業レビュー）と政策・施策レベルでの評価（例：各種基本計画フォローアップ等）との連動性を高め、一貫した評価・改善のサイクルを実現。

⇒評価結果を意思決定過程で活用。戦略的でメリハリのついた政策の検討に活かす。



## ②政策評価書作成作業の省力化

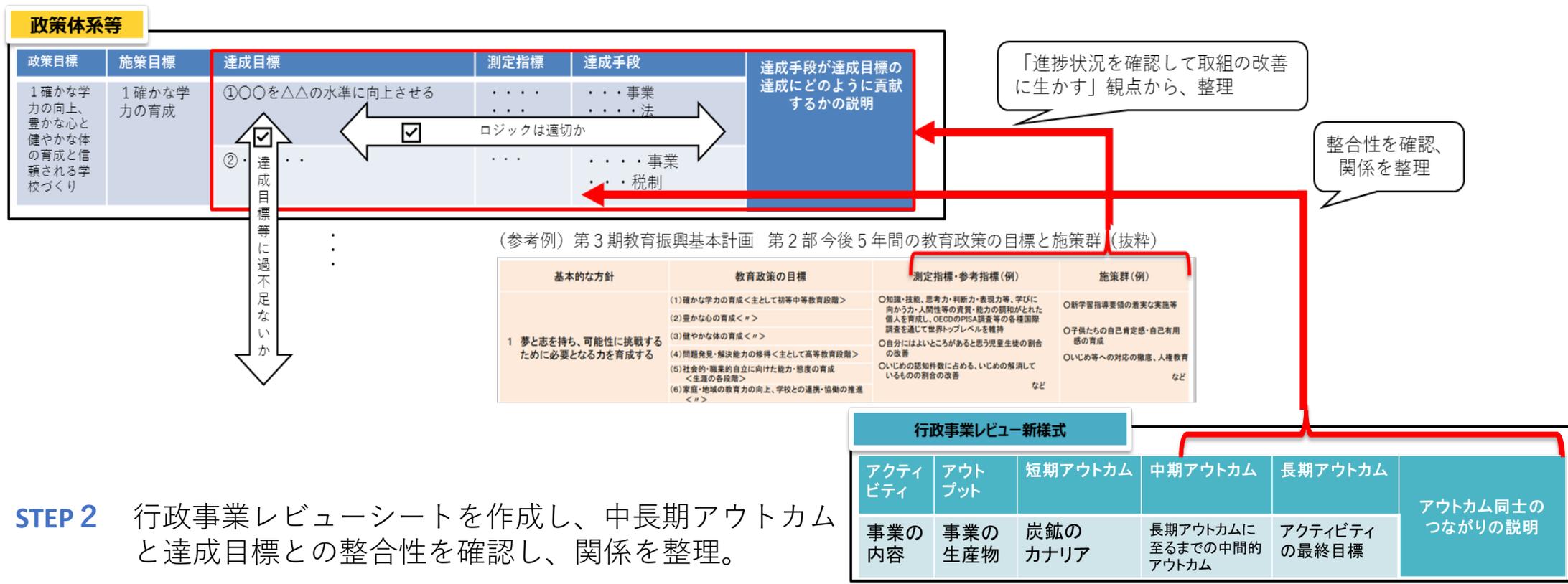
- ・ これまで作成していた事前分析表・事後評価書に代わり、政策立案プロセスで作成された資料（例：基本計画フォローアップ資料等）等を活用※。
- ・ 具体的な代替方法や時期は、新行政事業レビューや総務省の政策評価手法研究の動向を踏まえつつ、各分野毎に選択。 ※政策評価法上盛り込むべき事項は適宜追加資料で補足。

## ③政策評価・EBPMのノウハウを実際の政策立案プロセスへ浸透

- ・ 各種マニュアル・研修を充実させ、幅広く職員の意識改革を促す。

# (参考) 政策体系等の充実・活用に係る具体的な作業イメージ (案)

**STEP 1** 各種基本計画等の目標に合わせて、①達成目標（いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか）、②測定指標、③達成手段（達成目標を達成するために必要な主な事務事業）を書き出し、ロジック等を改めて整理。  
 ※どの達成目標にも紐づかない事業はまとめておく。



**STEP 2** 行政事業レビューシートを作成し、中長期アウトカムと達成目標との整合性を確認し、関係を整理。

**STEP 3** 状況の変化に合わせて柔軟に達成目標・測定指標を調整。

**STEP 4** 政策体系等を整理していく上で明らかになった論点を、政策立案プロセスにフィードバック。

- (例)
- ・ 各種基本計画等を改定するタイミングで、 現行計画と最新の政策体系等とのずれを踏まえて、各担当部局で検討し、各種基本計画改定等に活かす
  - ・ 新規事業等の検討に活かす 等

## (参考) 各種基本計画のフォローアップ資料を活用する場合のイメージ (案)

○政策評価書における記載事項については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）や関係ガイドラインにおいて規定されているところ。

○他方、文部科学省が取りまとめる各種基本計画においては、基本的に、計画期間の中間的なタイミングや改訂前にフォローアップを実施。その形式は、計画によって様々であるが、概して、設定されている目標毎に①各指標の進捗状況について総括し、②課題と、③今後の対応についてまとめられている。

○したがって、政策評価書に記載されていた内容と、各種基本計画におけるフォローアップ資料の内容は多分に重なると考えられるため、各種基本計画のフォローアップ資料をもって政策評価書に代替することとし、政策評価書として不足している要素については、別途簡潔に情報を追加する方向で検討する。

(参考) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抜粋）

(政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策評価の結果

2 (略)

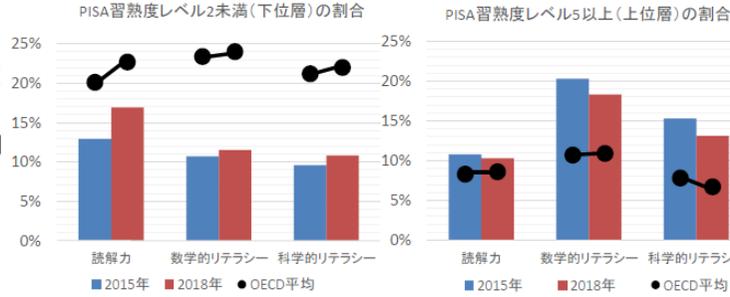
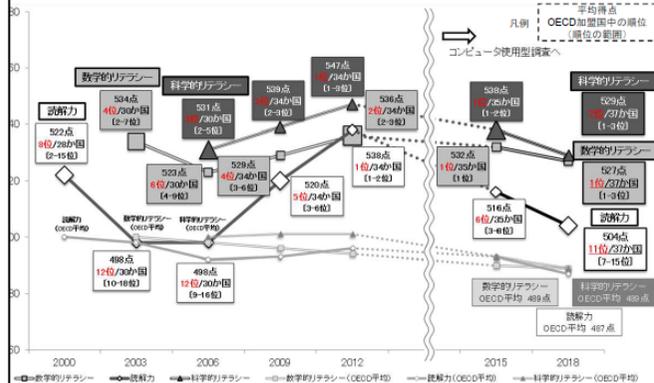
## 目標(1) 確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

### 各指標の状況について

**測定指標:** 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

**参考指標:** OECDのPISA調査における習熟度レベル5以上(上位層)及びレベル2未満(下位層)の割合



読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル2未満の割合が増加傾向にある。数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル2未満の割合に有意な変化はみられない。

数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。

### 各施策の進捗について

#### ●幼児期における教育の質の向上

・幼児教育推進体制の構築等が進み、これらを活用した幼児教育の質の向上に向けた取組が進んでいるが、幼児教育の質に関する認識が不十分、多くの幼稚園・保育所・認定こども園が小学校との連携に課題意識を持っているなどの課題がみられる。  
・今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

#### ●新学習指導要領の着実な実施

・新学習指導要領の着実な実施のため、教育委員会・学校関係者向けの説明会等の開催や、教材の整備・指導資料の充実、実践事例の情報提供などを通じ、その趣旨や内容の周知・徹底を図っている。あわせて、教科書発行者に対して一層の改善を図るようセミナー等において周知を図っている。  
・また、将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校における実践研究を進めており、引き続き取り組む。

#### ●就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信として、令和3年度には「小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集(第2版)」を発行した。また、文科省において必要な制度改正等を行い、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかけている。幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施する。なお、高大接続改革については、目標(4)で示す。

### 進捗の総括

OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持している。また、令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査)の結果において、新型コロナウイルス感染拡大前の平成28年度と令和3年度を比較すると、国全体としてみれば、国語については、児童生徒の学力の変化はみられなかったが、算数・数学については、若干学力が向上しているとも解釈しうる。次回以降の結果もあわせて分析することとしている。目標に向けた施策として、幼児教育の質の向上に向けた幼児教育推進体制の構築、新学習指導要領の着実な実施のための説明会や教材整備等、全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用、高等学校の特色化・魅力化の取組推進、学校段階間の連携の推進を行った。

### 課題とその対応

幼児教育については、小学校教育との接続についての課題の解消等に向け、発達段階に応じて、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、全国的な接続期の教育の充実を図る。PISA調査において、読解力の平均得点が前回調査から低下しており、言語能力や情報活用能力育成に向けた取組を実施する。高等学校では生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下している傾向がみられるため、高等学校の特色化・魅力化の推進を一層行う。

育成する。

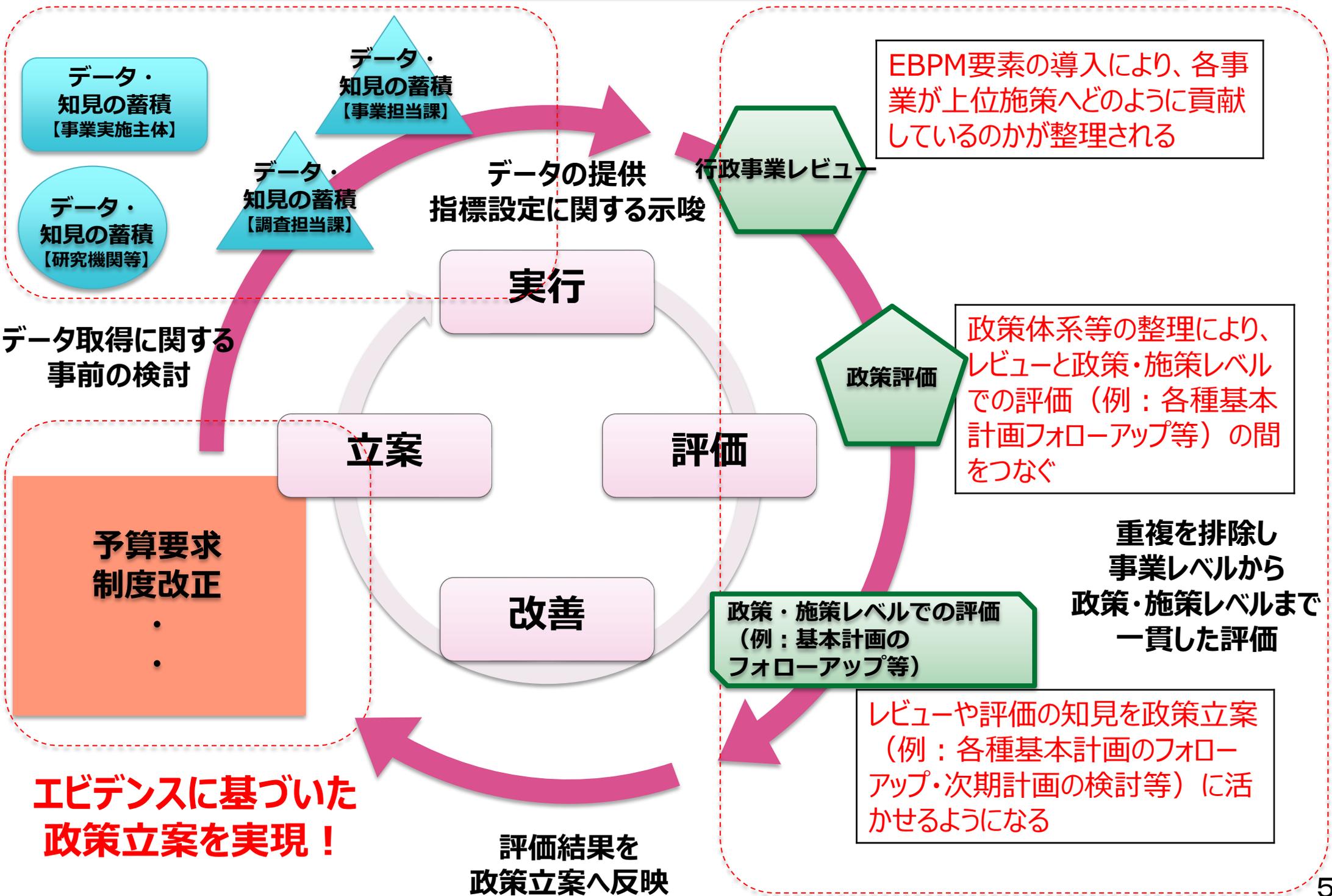
を図るため、毎年度、全国学力・学習状況調査を悉皆で実施。なお、平成31年度(令和元年)の変化や家庭状況と児童生徒の学力等の関係について、より精緻に把握・分析するための調査や、保護者に対する調査を実施。返し、着実な実現に向けて取り組む。

要領においては、子供たちに育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力及びの視点からの授業改善の推進について示している。化に取り組んでおり、各種事業を通じて、特色・魅力ある教育に取り組む高等学校を支援ため、令和3年3月に学校教育法施行規則等の一部を改正した。また、基礎学力の確断」制度を平成30年度より運用している。

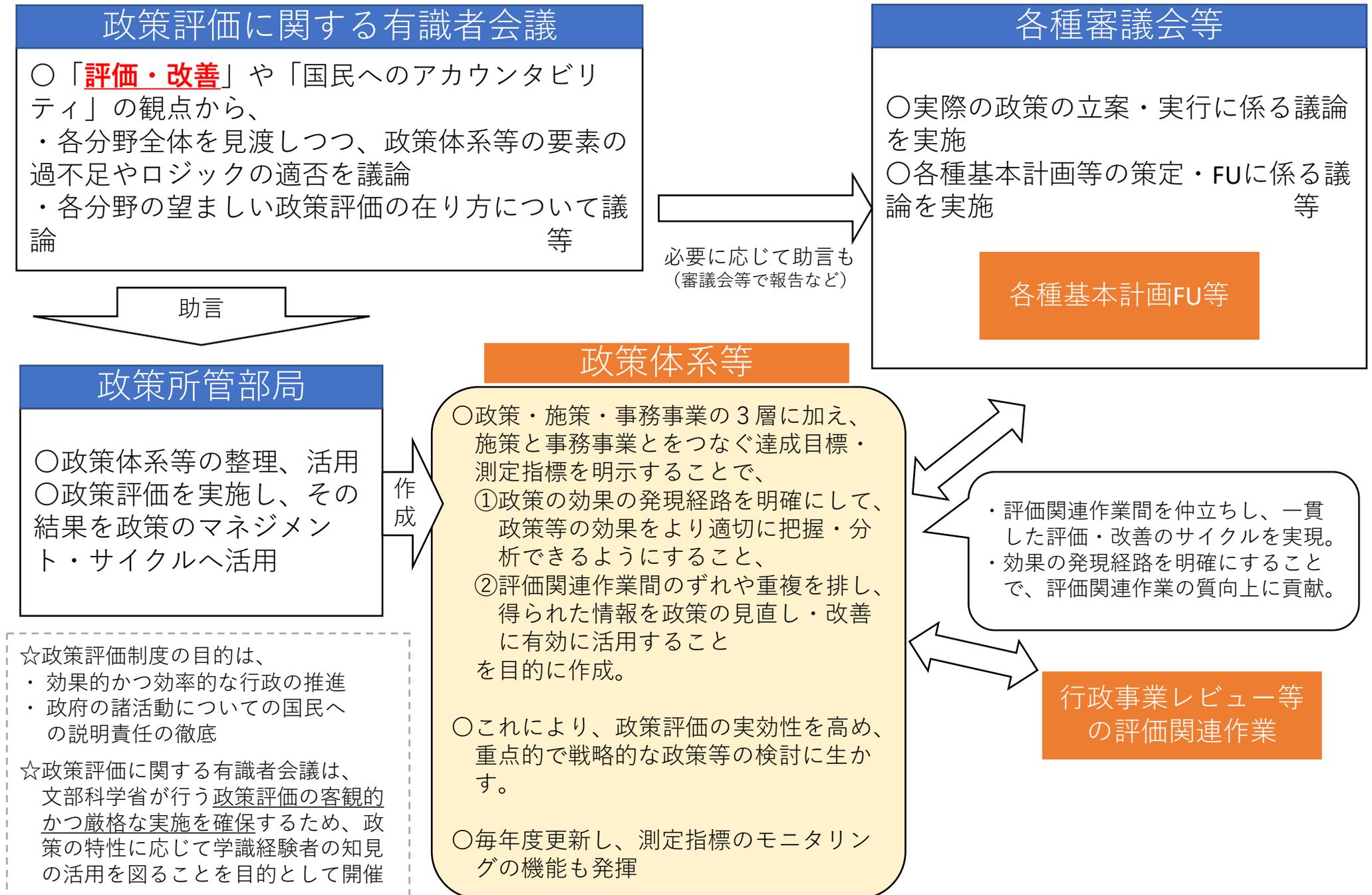
3

- (後掲の施策群)
- 主権者教育の推進
- 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
- 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
- 学校教育における学力保障【一部後掲】

# 政策立案プロセスと各種評価系業務の目指すべき関係



# (参考) 政策評価に関する有識者会議と各種審議会等との役割分担について



# (参考) これまでの文部科学省の政策評価について

## ■文部科学省が行う政策全般に関する政策評価

- ・「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、自らの政策についてその効果を把握し、必要性・有効性・効率性等の観点から評価を実施し、その結果を**政策の改善につなげる(PDCAサイクル)**とともに、**国民に対する説明責任を果たす**ことを目的として実施。
- ・施策単位の「**目標管理型の政策評価**」を中心に実施しており、文部科学省全体で43施策(目標)を設定。**事前分析表において施策目標ごとに複数の達成目標、指標をあらかじめ設定し、事後評価の実施に際しては、当該目標・指標の達成状況を評価**している。
- ・事後評価は原則として5年に1回実施することとしており、一方で、**毎年度モニタリングとして事前分析表により指標の実績について公表**している。

## ■行政事業レビュー

各府省自らが、所管する全事業を対象に、執行実態を明らかにした上で、チェックの過程を公開しつつ、外部の視点を活用しながら点検を行い、その結果を予算(概算要求や執行)に反映させる取組であり、全事業に係る行政事業レビューシートを作成し、毎年8月末～9月中旬頃に最終公表している。

## ■政策評価と行政事業レビューとの有機的連携

政策評価と行政事業レビューを相互に活用し、政策の見直し・重点化や予算の効率化に資するため、以下の取組を実施している。

- ①「政策評価の事前分析表における達成手段(事業)」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号の共通化
- ②役割分担の明確化(行政事業レビューを行う際には、政策評価における政策体系の位置付けや上位レベルの施策との関連性等も参照)

## 文部科学省の政策評価の実施

### 文部科学省の実施方針等

#### 【文部科学省政策評価基本計画】

- ◇時期:原則として5年ごとに決定・公表
- ◇役割:政策評価の基本的な方針を定めるもの

#### 【文部科学省政策評価実施計画】

- ◇時期:毎年度の開始までに決定・公表
- ◇役割:基本計画に基づき当該年度の具体的な実施方法を定めるもの

#### 【事前分析表】

- ◇時期:毎年12月頃に公表
- ◇役割:
  - ①当該年度に実施する施策の目標、指標や達成手段等について、あらかじめ提示し分析
  - ②各施策のモニタリング機能

#### 【事後評価】

- 前年度に実施した施策の実績を当該年度に評価
- ◇時期:8月末頃に公表

#### 【政策評価結果の政策への反映状況】

- ◇時期:毎年概ね3月末に公表
- ◇役割:国民等への説明責任

## 文部科学省の政策体系

### 政策全般に関する評価(目標管理型の政策評価)

#### ◇事前分析表

- ・43施策の目標・測定指標・達成手段を明示し分析
- ・事業の達成手段については、原則として行政事業レビューシート上の事業名と事業番号を明記
- ・評価を実施しない施策については、モニタリングで進捗管理

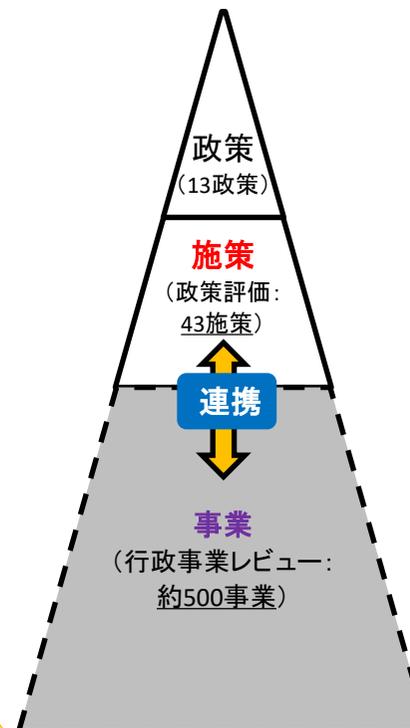
#### ◇事後評価書

- ・評価時期に当たる各施策を実績評価により実施
- ・目標の達成度合いは、各府省共通の5区分で評価

### 行政事業レビュー

#### ◇行政事業レビューシート

- ・約500事業の目標・成果指標・活動指標・予算額・執行額・資金の流れ・費用・使途等を明示し、自己点検
- ・「政策評価との関係」については、「上位施策の名称」、「関連する施策の測定指標」や「本事業の成果と上位施策・測定指標との関係」を明示し、施策と事業の整合性を確保
- ・各事業については、5年に1回の周期で外部有識者の点検を実施



## 概要

### (1) 事後評価

文部科学省が実施している施策(43施策)のうち、令和4年度に事後評価を実施した7施策について、評価結果を受けた政策への具体的な反映内容を取りまとめた。

#### ▪ これまでの取組を引き続き推進 4 施策

【施策目標 8-1】 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化、 【施策目標 8-2】 基礎研究・学術研究の振興  
【施策目標 8-3】 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進、 【施策目標 8-4】 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現

#### ▪ 施策の改善・見直しを実施 3 施策

【施策目標 7-1】 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成（事務事業の拡充、体制の整備等）  
【施策目標 9-1】 未来社会を見据えた先端基礎技術の強化（事務事業の拡充等）  
【施策目標11-3】 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備（事務事業の新設・拡充）

### (2) 事前評価

新規・拡充事業のうち、原則として総額10億円以上を要することが見込まれる研究開発事業、規制の新設・改廃、租税特別措置等について事前評価を実施し、必要性・有効性・効率性等が認められた。

#### ▪ 研究開発に関する評価 2 施策

- 再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム ※評価は研究計画・評価分科会及び研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会で実施  
- 先端国際共同研究推進事業 ※評価は研究計画・評価分科会及び国際戦略委員会で実施

#### ▪ 規制に関する評価 5 施策

- 高等学校の広域の通信制の課程の学則の軽微な変更の届出事項化（学校教育法施行令）  
- 登録施設利用促進機関としての登録を受けようとする者に対する申請の義務付け（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律）  
- 学校法人の理事、監事、評議員及び会計監査人の資格及び選任及び解任の手續等に関する規定等の整備（私立学校法）  
- 日本語教育機関の認定制度の創設等（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律）  
- 新しい裁定制度等における業務・事務の実施に係る指定等法人制度の新設（著作権法）

#### ▪ 租税特別措置等に関する評価 1 施策

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長

(参考) 令和3年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>目標達成</p>	<p>(判断根拠) 全ての測定指標で目標が達成されたため。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月閣議決定)において、価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成の必要性に言及されるとともに、経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)において、地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の強化を推進する旨が掲げられている。その実現のため、新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、コロナショック後の未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠である。</p> <p>【効率性】 事業の実施にあたっては、応募機関等からの提案内容を外部有識者委員会等において公正・中立に審査し、競争性の確保を図っており、予算の適正配分に努め、効率的な執行を実施した。また、国立研究開発法人科学技術振興機構等の関係機関と連携して、効率的な取組を実施した。</p> <p>【有効性】 本施策は、おおむね目標に見合った実績を継続的にあげている。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、コロナショック後の未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化に引き続き取り組む。特に、「グローバル課題への対応」と「国内の社会構造の改革」を進めていくために、令和4年2月に策定した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の充実に向けた取組を進め、地域の中核となる大学が強みや特色を最大限に活かし、発展できるような大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営の実現の推進による研究、イノベーションの創出等の強化を図る。また、社会や経済の変革をけん引する大学等発スタートアップ創出やアントレプレナーシップを備える人材の育成を推進し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを強化するとともに、「組織」対「組織」の本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションの推進により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出の実現を図る。</p> <p>【評価結果の主な反映状況】</p> <p>&lt;新規・拡充事業(同額も含む)&gt;</p> <p>地域における拠点形成等の構築に向けた取組の推進(令和5年度概算要求額:6,073百万円)(拡充)</p> <p>イノベーション創出の総合的推進(令和5年度概算要求額:71百万円)(同額)</p> <p>研究交流促進事業の推進(令和5年度概算要求額:50百万円)(同額)</p> <p>研究成果展開事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費)(令和5年度概算要求額:27,372百万円)(拡充)</p> <p>知財活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費)(令和5年度概算要求額:1,954百万円)(同額)</p> <p>&lt;廃止・縮小事業&gt;</p> <p>イノベーションシステム整備事業(令和5年度概算要求額:372百万円)(縮小)</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>大学発スタートアップ創出の支援に係る体制強化および地域中核・特色ある研究大学の強化に向けた実施体制の整備のため、拠点形成・地域振興室室長補佐や大学発スタートアップ係長等、定員を計9名要求した。(定員要求)</p>	
<p>学識経験を有する者の意見</p>	<p>・達成目標1の測定指標①「大学等発ベンチャー設立数」は、わずか1件の増加によって目標達成となり、判定は「A」となるので、目標値の設定について見直しが必要ではないか。</p> <p>・達成目標2の測定指標③地域イノベーション支援・地域創生は、一定の成果が出ているので、今後は更なる地域活性・地方創生推進のため、達成したハブ地域ごとの発展推進を図るような測定指標の追加・見直しを図ってはどうか。</p> <p>・将来的には、政策のロジックモデルに他省庁の政策も含めて表現した上で、文部科学省としての測定指標が全体の中に位置づけられるようになればより良いと考える。</p> <p>・今後、産学(含む国立研究開発法人)官との事業化前も含む連携事業数をスタートアップエコシステムの強化プロセスの測定指標として加えてはどうか。</p>		